

整理番号	計調-法申-49
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し
概要	一の敷地とみなすこと等による制限の緩和認定又は許可の取り消しを申請することができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第86条の5 ・ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する認定取扱要綱 ・ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に関する許可取扱要綱実施基準 (上記要綱については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置)
審査基準	当該申請に係る区域内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるときは当該申請にかかる認定を、位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるときは当該申請にかかる許可を取り消します。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	随時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、許可申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	申請の種類によって異なります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012452.html
備考	・ 事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。